

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	令和 4 年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査及び生活機能評価委託、令和 3 年度に特定健康診査を実施した者に係る令和 4 年度特定保健指導委託
委託業務場所	滋賀県内の各医療機関
概要	40 歳以上の国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導を実施する。また後期高齢者医療制度被保険者のうち指定する者に対し、基本健康診査を実施する。
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	基本項目 1 件につき 8,589 円 ～以下国保被保険者のみ～ 追加健診 1 件につき 640 円 詳細項目 貧血検査 1 件につき 231 円 心電図検査 1 件につき 1,430 円 眼底検査 1 件につき 3,784 円 特定保健指導（動機付け） 1 件につき 9,429 円 特定保健指導（積極的） 1 件につき 36,667 円 治療中患者情報の提供 1 件につき 3,300 円
契約の相手方	〔所在地〕 栗東市糺一丁目 10 番 7 号 〔名称〕 一般社団法人滋賀県医師会
契約相手方の選定理由	一般社団法人滋賀県医師会は、県内の医療機関の大多数を掌握しており、県内の予防医療及び一次医療を担っている法人でもあり、市民にかかりつけ医が定着しつつある医療環境の中で、受診者の利便性、受診機会の確保など住民サービス面や効率的な実施体制面から、同会が事業運営を最も円滑かつ的確に行える実施機関であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策

(様式第 2 号)

随意契約については、別途公表をしています。